撰述餘稿

十六

和書門
二七〇六一 類 號
一九九 函
一四 架
一六 冊

内閣文庫
和書
二七〇六一 類 號
一六 冊
一五七 函
一五 架

内閣文庫
番號 和 27061
冊數 16 (16)
函號 157 308

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

擊壤餘孫卷之十六

雜說之部

摘作り方　附愛宕山御神神

天下の諸流の作り方は、おのおの門家の御孫家、家々に流れ伝わる。一振は京都愛宕山の御神神、二つは別家、国別家、あるいは備前家、備後別家、備中別家、備前の家の作り方、備前の国別家、備後の国別家、備中の国別家、備前の大清左衛門世流なり。

書冊之部
文鳳堂

西宗寺

[illegible]年入道正宗[illegible]年[illegible]

[illegible]

貞宗 [illegible]

金重 [illegible]

兼光 [illegible]

廣光 [illegible]

則重 [illegible]

国俊 [illegible]

[illegible]

義弘 [illegible]

直綱 [illegible]

長義 [illegible]

[illegible]

[illegible]

古備前三年

古備前の三年とハ即永享[illegible]年包平[illegible]年[illegible]

清正ハ長刀大兼光

清正の親能藤四郎吉[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

茶器之名物　寛永年中御会席

豊臣太閤の御茶器

一 青楓
一 続の絵
一 にたり
一 長次郎文
一 撫子茶杓
一 尾張茶碗
一 加藤肩衝
一 柚杉花瓶

一 吉之絵
一 肉斎の盆
一 細路の天目
一 七つ茶碗
一 紹鴎茶杓
一 象牙茶杓
一 芋頭
一 御茶入

一 虚堂墨蹟
一 かつらきの
一 はしみ茶杓
一 まゆめえん
一 白天目
一 ほうろく釜
一 紹鴎水指
一 志んの水さし

寛永十五年戊寅九月廿日酉の御客に於て
細川三斎公をまねき御茶を給ふ
一 御客　細川三斎公一人
一 前日上使佐久間将監を以て御茶を給はるへき由仰出さる
御茶器の儀は三斎公へ御尋ありしに委細申上る
とありて三斎公投頭巾安国寺虚堂墨蹟
一 数寄屋の儀は仕なきこし四畳半なり
一 御茶をそのまま四畳半の台子にて仕切も後の御茶に座敷
後座清見えぬことなり御茶の上にのせよ
一 御路次くゝり戸大鉢の手水
御数寄屋の御屋根茅葺

[illegible]

一所鐘[illegible]

一所金[illegible]

[illegible]

一所[illegible]

[illegible]

一所[illegible]

[illegible]

一所茶[illegible]

一所茶[illegible]

一所茶碗高麗[illegible]

一所茶板二尊院

一所水指[illegible]

メンヨウ川如所持

一所茶[illegible]

[illegible]

ならへて御膳出る此通り続てこれに給仕なり

出さるゝや

一御料理ハ東よりの膳先中より通ひ附の縁頼

但しそれ御通ひ衆大様以外ハ次の上ニ見ル

右御會席

生鮑 御作り かうわけて 御汁 さしみ 御飯 御椀 煮染 黄色

御重箱二重 水札焼丁 蒲鉾 御吸物 白魚 青 細 ほそ焼丁

御菓子 いも 饅頭

御膳子宮 かきやう子 御硯 孫光の文孫

はなしの後て御飾りなし

簗山大銀杏

旧坂の宿の末大井川中の渡より東の方を榛原郡と云西の方を志太郡と云ハ高天神

のひかしの方なる榛原郡とやかて此郡の

うちなる鐘ヶ淵てうり行基会[illegible]

ありしを古道のうちに在りて此日坂の

金谷近き所の人家あるかたはらに古き

また本社ある山腹三本松の内につゞき

皆とも云て御川なる[illegible]

ミ旧坂下簗山の下大銀杏の木の本に近く

至りてさまて山腹に知られて[illegible]

以前之社のかりの殿荒雑ゟ[illegible]
国八幡ものお入給ふこの所と成よいろもはまの
事ゟ[illegible]ものを西の方ひの殿荒雑の時の殿よい
ひし[illegible]を[illegible]集め[illegible]ひの茅ゟ[illegible]
野ゟ山形ゟ来ゟ[illegible]時の西[illegible]
ゟ[illegible]ゟ来ゟ[illegible]
人ゟ[illegible]ゟ付死せしもの又ハ[illegible]
せしゟ[illegible]ゟ[illegible]武時
又四通りの[illegible]時所[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]

世[illegible]ゟ[illegible]の人ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]

略之儀

[illegible]西ゟ[illegible]
[illegible]

[illegible]
略之儀

まされ躬恒（あさくうい）并夫綱か様章ハ河のまゝ下
りぬる時鴫立澤へあちらやまのいく
さびしさハ杖ならねども志られけり
志ぎ立澤の秋のゆふくれ○
西京の時節昔妻よりりし付古跡（こやさき）まて
縁寺に河ましやし御所あるし付はなと
其後の何り縁ハ村の所にも逆譯まして
て志ゝ河河は古跡に何くす新古今の
所に志ゝる河しかるまて鴫たる
かとい勿所に其もその所まてかはまり
ありさと河の鴫立河しも知を古跡とよ

ここらハ前の尾張方にもしとて勅許（ちやうりん）ありく
冷泉中納言勅してこのみなをしてあらう
せられしかりとて逸ハ
此所とのこえびたる澤（さうし）しあらかるとるハ
あまにこころあれへいかるらん
此所とも冷泉為村卿の縁にいたしありや
ましを筆三十の風の鴫立澤よ處（よあん）ともきこべ
鴫立し澤の跡しも屋を定めきくて
さいころ若月の白ひ白のむせん
餘りとかかちんとくと云
むかし伊豫（いよ）の國三島明神にて能因（のういんほうし）法師が

ある所の使として西嶋しく八民部もよふ
こともし餅（もち）をいたゞきしまんしうをしらり
餅と云ふ績と申しいひ伝へしハあや満れ
り中むかしの代に見へ地下の者まて
何もの由をいひ伝えたるその中にも餅られ
とのこう福袋のまうけのときハ公卿殿上人
かちんしよみひのひしくり餅の通へ称（てうしよう）
とハなりしもとりし足利将軍の時なりしと
申し

嘉祥

嘉祥の御祝御当代よりはしまれハ年中行
事なるへし是ハ神君より大坂落城（らくじやう）の五月
ちかうして御勝禄（かちしよく）殿ハ十一日よりはしまる二ヶ月
まちまちハ元和元年の御賀のさしつとして駿府
名御宣旨を下しして御祝（しうげん）ひの御菓子蒔
あたりしより御祝例（れい）なりし新安（しんあん）ハ
嘉定（うん）よりして出京するの饅頭（まんぢう）ハ母にも年貢
ハ楕円のハ羊羹の手まかせてまいりしと申して

狐西と紙あれ

後醍醐（ごだいご）帝の御まていし事あるハ七夕のみちにかよ
也のしるし時は安きを西け三尺の印しを先のくさ
三尺の印しあれ四方の物を切りなんとあれか乞巧（こつきう）

こゝかしこを尋ぬれ共、すさましくりけるのみにて
おそれをのゝきつゝけるに帝ハ驚（おどろき）おほしめして文
をましの侍るにいふなる者として四方世尋ぬへしとハ
かのとのおほきなるあさましく、此ハ西海の海辺
しゃうのみ帝仰のけして、此島（しま）風をいとひ
姫（ひめ）王子（わうし）あわをとり来て、之を海ハ猫なりんとて
勅なりしうハかの国へ遣して年ふる猫し
ありて逃うせしとなり。帝ハいかゝおほしけるにや
よりかゝる君まて満しませしとなり

狸人を惑す事

近比常州行方に一人の法師あり、行法（け）
よく居をむすひて修行す、此法師年老て
何事も思ふくと有けるハ、里の者何ともおもはすして
歳ハ里へ来りて、夜毎に行ひの内に出て、夜
ことに帰りて、あるよの此帝かとうちにせん
て勤行せり。或夜の夜半ハかり、里より
来りて勤行して、何事にかあらんと見る
に、火影ハ爐（ろ）に焼（たきゝ）にして、身をあつくせん
とて、よの人々ことの時、手を揮ひて
老法師ハ何方の者にかあらんと思ひて
りけるハ、狸なりけり。狸ハ化て法
師の姿と成て、西の方を拝み祈て、その人

さし程なきみちに女あなかし、たゞ終日にゆきて、
のへいかゞ法師やさしくれ行の末ともかくら
まづ敷も何事もなく年をくれて中々に
あゝ事にてかゝる事ハ狸なるようこびて古狸
にあへしあやまちの縁書ひきかへして
何ぶりあるとめて法なりしけるにしかれ
て物かりをさる事にてゆかハ頼まる事まづさてされバ
あゝあはれしこの方によみ事ハいつも事有
同様なる法師とし狸をも救ものよびしつて
たゞ此世のこよいまの遁ふれハいつまし
とふ狸なりかくして十と終もなりける

ちかしける或頃狸なる女として老僧の恩
をうけしそのむくひもなく老
ても老僧の行ひのみなり何かいふなるかゝる
へいまゝられんとなき又法師本義の
事にしても古りともの事とも事にて女になり
て行の徳ひとかくれといひまゝとても程と
かくよ而事ハ法師なれハひとへの徳ひをかゝ
さんくと事ハ今ちのは何かしつまりいふことな
事ハ世をはゝりて後の事と此年く年そのて
進補の此法ちうけて事の至の従ひは
とくちとかまりしかれとものこと○とかなる

れもとめんとするもかなはれ墨の人くのとしは給
ふ事にて猶其道ハ王子南殿の大臣も見とまを
たりかりけんろの八常よりひとつ僧八ふた
さしいの海のせちよけむせてまりて何やらぬかの
半まるりにへさむちとでき尊しかへし ことく
よからむもていひりとハ狸まつてさとしぬらの
ふひまする風情しても金をとりえめんするハ
いそ尼まじて一切の中事のもかりてまかうまへ
にれしは今日澄かなはぬまてハとてうち
去月九里達ハ法師も先日はまさなちていひ
こりしとそはるてハいやにしまきるものも中めく

すくしのかくのもなハ見まうる身には悪しぬ
ちかの其まて中の所ささそり海法かくへかきを
のさとしめんとだしすなしいひらる狸ハ
とひいりしいまもしてまりせんといひ
しるさくり此その法ハからもいでしとるは
は法師へやってよるしもなさゝるいひある
狸かししとひあやをあれもなとさぬかたし
つゝしとてもまねかう文ハ人のとそなるを有
をまいてもち殺すことしやしりしんず
のつびしまちしもなのことやてことせるとぞ
諏訪まよ奉りて老僧くし修能しなん六

節てなくし志留きハいかつとの糧なきハ法師
まうこそひていふよ此等比ありしのこととも
ひろうそすゑし年せそしこ前○も
あとてもあうつうよあとまさうしと見ひ
蓋ハ糧いひけるハ老僧のいひつよつい寝し
みかし今あるかハいふ行もそうてまんらすど食きれ
し未来未ゆ劫（ほうい）の行もあよし宮こハ人への道（たこ）て
蓋あてしかま出きてうるをとく人のハこちへのゆ
しし己ひハひあんのはりてハ未来のゆあめ
三六あしかうて[illegible]ま人より他修行の也人まれ
りて納のゆまこともりまうてを終ハ集あ

て新つる今よ満ち世まれハ二世ハ己てそて
いろうしはよ好[illegible]今を三宿とり
あしう法師所を流してみてしひてそく
ひとしいて現当ハ糧せそりてをあかハきて
人よかてう行あうい法師さらハよ
餓（ぶ）のうつハ法もむ食[illegible]し此今のうハ法
こそのうしいうあう好ハ此今あめ（き）しそき
法信よせともうハ人のまあよといいて
たのこまんかやる人[illegible]ハ新け家あ人
法師よふげあきこう○ありてしう給
いん法よりてかあけしゅきんよ糧ハまう

[illegible]

七高山

[illegible]

比叡山　[illegible]

[illegible]

金峯山　[illegible]　神宮峯山　[illegible]　[illegible]

[illegible]

藤原家御所

御所家の出[illegible]は水[illegible]源氏車の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此所貴賤男女まいりともに祭礼ハ日の出なり
又後ハ小野篁よりよみ初の卅三首の小野篁ハ能歌
書と高ハ今の蟷螂の介をかけたる時まて
つたへのこれり湧買ありとこそ小指ある紺地ニ白
の衣にて古より守りて無の字つけ見え日の丸に
なりしかれんとて東海道より帰り所
ありひをまねくとなり此所の流武者ハ弦袴
をきせたるハ勢ひの禁せられ

池田海道　浜名の橋

遠江池田海道ハいにしへの海道にて天竜川
此会鏡の時勝利此処を押通りて大三残く

池田にハ熊野といふ遊女ありしか平宗盛
の寵愛せしに湯谷の母ハ此所の人なり
都にありし時母の病を伝聞かなしみ
ハかなしミていとまを申しけれと
ゆるされされは
いかにせむ都の春もおしけれと
なれしあつまの花やちるらん
と詠じけれハ宗盛感じていとまのかく
かへされたり
熊野の墓　貞觀年中
元久元年に同じく建立せし時哉人の郷供養の寺也

ちせんのやとこかゝる角やきをとひいきさらく
検校のへよくして此三味線を作り出しより蛇皮線の名い
味んを出し細工あれは口寄の中へ指入け楽
りもとをまるふとをよくはしてかへし道にその
人三味をとるありとも是しるべしことはかまへくせし
其科をも有しけへとせしせをも角引きを
取りて二代はつゝみてる猿ちんをよまりしとて取る
けらるゝ二世玉の本親とする是ハ人もとめれ
あらくてその酒茶を書し常しける文武人へ
貞徳老人へ是を伝しのよし申たまくなしとて
こらみをれ是ハ貞徳

三味線の糸よりわれ此蛇信あり
ちんとろしいおそおしさ
とゆふ是ハこゝろにしふ
三味線の糸よりつ細此蛇信あり
てんちんとろしいかそをとらしな

親父橋

寛永元年十二月庄司甚右衛門葭原町堀江町
のふかふ橋をかけまいらせけは甚右衛門と云人を此親父と
称しける也へとかけたる橋なる事を以て橋と
いふなり

大酒

酒の干定間酒を造ることのなし常のごとく
古今まれなる[illegible]の酒の酒と[illegible]
よひしらしめんを[illegible]一重をのみていへの人数の
にうう酒を[illegible]いろ[illegible]酒の人数のにて酒
重ねられることなきハ常のごとくなれ
きなるかしらしめを[illegible]古酒の人数[illegible]
らず

高野山百籠御[illegible]
[illegible]
百籠の[illegible]
年を経ハ[illegible]花や高野山　松
[illegible]の[illegible]　奥山
[illegible]端よハ[illegible]の[illegible]　白
ひらさらさ[illegible]竹の[illegible]　馬
[illegible]　常春
[illegible]　紅色
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　神　[illegible]

山をとをきあのトたをる月よ
今うさをんの雲くもるのを
はるかさ雲川さまの紅やく紅
はるるのこれみ
一筋の橋ゆき雲の川をて
さをおく紅の雲てる雲て
雨をたく雲のうをの海
ふをおをたる月のたる新
雲のをまおりの雲をの雲を
藤をあひうる雲くのいろ
ゆもをれ雲のうをの新聞

大和云
大和云
利家
氏郎
昌心
金家
雅技
由己
長盛
正家
長俊

新聞や風の吹きを入
雲や月をあるいを絵をん
御法の雲もをん新聞
雲の雲の橋飛
うをみをる新中の雲
雲の雲をを雲の海
川をむを雲を副雲
新聞や雲をて雲
雲をいを雲
橋の雲柳の橋
橋を風をを川雲

松
奥山
白
雲
東雲
紅巴
常山
云有
中大
利家
日大

かくしは霧ぬる胡蝶の夢じ　長歌
霧のあれ行　辺も雲やうの　器北
茅村の夕ぐれ　八朝　金家
月とさそはれ　雲の神　雅牧
降ら海ら都の　林を志像　松
海ぐるまの　山風の　長慶
むらくは雲門　面時く　西家
張り子　日を絞　奥山
主の　こ小船の　田巳
ちあい　生て　信吉の　高
杉原のうけ　主る神　白

雲の　主る
雲の　絵色
陸地　器北
海　主る　山陸　田大
ひ　雅牧
ひ　主の　雲　主
ひ　常主
ひ　松
川　長慶
る　金家
る　主の　洞金
雲の　主や　侍
陸　主　小神風　巳

白雪の袂を月にかさねて　紙巴
折てかをる梅の一枝　雅枝
立渡る春の霞の曙に　多
さそふ風の音ぞ聞ける　氏ヶ
さしくる日影をうつす清水の　松
流れ絶ぬ末の世まで　男光
君山河のやまひ出る清水　玄育
苔むす岩の根の苔　白
花のえも言はぬ香ぞ　中大
春ぞ知る　日大
春ぞ知る　奥山
散ぬる春の袖の涼しさ

憂ふ桜の嘆きもなく
小道のあるこの宮ぬ清水かな　長盛
ひろく雑の清水　由己
聖なる御殿に　松
幽の住ひいとけなき　利家
手ぬぐひ　紙巴
さしくるまつの二元　男光
形象いて住の里絶　玄育
高きある世絶の　日大
果なる奥山住の　常忠
ゆるぎ小屋の春　雅枝
　　四宗

[illegible]

今風なる武蔵野の面影
うゝ秋の芝の末葉の礼人
[illegible]の[illegible]の言分[illegible]
生の[illegible]や[illegible]
山のあるこの[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

白
中山
金家
[illegible]
松
白
[illegible]
中[illegible]
[illegible]
西家

[illegible]
流[illegible]の[illegible]
松山川[illegible]
[illegible]の[illegible]
作の[illegible]
侍る[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]

[illegible]
紙色
日大
民[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
紙色
[illegible]
[illegible]
松

[illegible]　金家　五
[illegible]　雅枝　白
[illegible]　玄育

[illegible]
松　八白　紙巴　七　金家　五
[illegible]
奥山　五　細川　玄育　七　由己　六
[illegible]
白　七　[illegible]　大納言　五　雅枝　六
[illegible]
[illegible]　利家　四　[illegible]　正宗　四
[illegible]
[illegible]　四　[illegible]　長[illegible]　五

[illegible]四　[illegible]大納言　六　四比　七
長俊　一

[illegible]
[illegible]
[illegible]

河内国上水分社内に摂津国住吉社あり
神号に摂津大明神と申す法華経[illegible]
の勅号あり此の社の宝殿の絵は出羽[illegible]の
城主[illegible]門主[illegible]出羽[illegible]の[illegible]
大明神の額に正行[illegible]正平[illegible]年
号あり

大阪の虎の木像

鳴子[illegible]の[illegible]命に[illegible]の木像
[illegible]虎に[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]入[illegible]

を彫刻して関[illegible]の迎[illegible]
[illegible]
つけ[illegible]虎[illegible]善[illegible]

高木家武[illegible]
[illegible]
柄の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

堀家の四[illegible]
大剣[illegible]の作は堀久太郎[illegible]政の[illegible]
の紋と[illegible]
[illegible]
堀[illegible]の[illegible]は[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan